

グループホーム西会津しょうぶ苑 おとめゆり 料金表

平成27年 4月 1日現在

利用料金(1ヶ月当り30日として)

認知症対応型共同生活介護費			その他の費用				1日あたり	月額 (30日として)
基本	医療連携 加算	処遇改善 加算(Ⅱ)	食材料費	部屋代	日常生活費			
要支援2	755円		35円	1,200円	1,500円	500円	3,990円	119,692円程度
要介護1	759円	39円	37円	1,200円	1,500円	500円	4,035円	121,041円程度
要介護2	795円	39円	38円	1,200円	1,500円	500円	4,072円	122,171円程度
要介護3	818円	39円	39円	1,200円	1,500円	500円	4,096円	122,893円程度
要介護4	835円	39円	40円	1,200円	1,500円	500円	4,114円	123,426円程度
要介護5	852円	39円	41円	1,200円	1,500円	500円	4,132円	123,960円程度

※ 処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×46/1,000＝処遇改善加算【単価】
(小数点以下四捨五入)

(例) 要介護1 (759 + 39) × 30日 × 46/1,000 = 1,101.24

なお、利用日数により処遇改善加算の単位は変動します。

※ 部屋代については、入院・外泊期間中においても費用が発生いたします。

尚、入院・外泊の初日につきましては、食材料費(食事を利用した場合を除く)以外のすべての費用が発生いたします。

※ 日常生活費は、水道光熱費、冷暖房費、寝具リース代等となります。

※ 理美容代等は実費負担となります。

※ おむつ(利用者の必要に応じて)は、持って来て頂く事となります。

※ 入所して30日以内は30円/日割増となります。

※ (実施した場合) 退居時相談援助加算 400円(1回のみ)

※ 前各号に掲げるものの他、提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は、協議の上、実費とします。

(例えば、テレビ、こたつ等が当てはまります。)

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦ご利用日数に1日あたりの料金を乗じた金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を、後日、市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。